

2013年漁業センサスの実施について

農林水産省では、平成25年11月1日現在で、「2013年漁業センサス」を実施します。漁業センサスは、我が国漁業の生産構造及び就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的としています。漁業センサスは、漁業の「いま」を知るための5年に1度の大切な調査です。みなさまのご協力をお願いします。



農業委員会からのお知らせ

◆ 下限面積（別段面積）設定について

- ・佐井村農業委員会では、9月30日に開催した総会において、下限面積（別段面積）について審議し、以下のとおり決定しました。

【決定内容】

- ・現行の下限面積（別段面積）20アールの変更は行わない。

【理由】

- ・遊休農地の抑制、新規就農者の確保、小規模農家が多い現状を考慮し、小規模農家でも農地を取得しやすいようにしたため。

下限面積：農地法第3条の許可要件の1つとして、下限面積要件があり、農地の権利を取得するには、取得しようとする農地を含め、経営する農地の面積が一定以上にならないと許可できないとするもの

◆ 農地を相続した場合は許可または届出が必要です

◆ 農地を転用する場合は許可または届出が必要です

- ・農地転用とは、農地を住宅や工場、道路、山林、資材置場、駐車場等農地以外の用地に転換することです。一時的に資材置場や砂利採取場などに利用する場合も転用になります。

◎無断転用するものは、農地法第64条により、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています。

※詳しくは、農業委員会事務局までお問合せください。

【お問合せ】産業振興部門 担当：佐藤

『佐井村子ども・子育て会議』委員募集

幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て新制度」が平成27年4月にスタートする予定です。

村では、「佐井村子ども・子育て会議」を設置し、皆様の子育ての状況やニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画を新たに策定します。この会議に委員として参画していただく方を募集します。

【応募資格】

- ・村内に在住して応募時に小学校6年生までのお子様のいる保護者
- ・平日の日中に開催する会議に出席できる方
(平成25年度は2～3回程度開催予定)

【募集期間】11月1日(金)～11月11日(月)

【募集人員・任期】若干名・委嘱の日から2年

【報酬等】村の条例等に基づく報酬と費用弁償が支給されます。

【選考方法】書類選考により決定し、結果は応募者全員に通知します。

【応募方法】応募用紙に必要事項を記入のうえ、日頃お考えになっている「子ども・子育て支援に関すること」を800字内にまとめ、郵送、FAX、持参によりご提出ください。

※応募用紙は、役場住民福祉課にてお受け取りください。また、提出された書類は返却できませんのでご了承ください。

【お問合せ・応募先】福祉・健康づくり部門 担当：田中、宮澤